

# 見積公告

下記のとおり見積競争に付します。

平成 30 年 3 月 7 日

全国健康保険協会 京都支部  
支部長 守殿 俊二

## 1. 調達内容

### (1) 調達案件名及び数量

平成 30 年度全国健康保険協会京都支部と日本年金機構京都事務センター間の運送業務(市内デリバリー便)一式

### (2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

### (3) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間。

### (4) 履行場所

仕様書等による。

### (5) 契約方法

見積書を受領期限内に提出した者であって、全国健康保険協会会計規程に基づき作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。なお、納品先までの運送費その他一切の費用も見積金額に含むこと。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供」において、いずれかの等級に格付けされ近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ直近 1 年間について保険料の未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けていない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (4) プライバシーマーク、ISO/IEC27001：2005、JISQ27001：2006 のいずれかの認証を取得している者、または個人情報保護に係る取扱規定が定められており、情報の適正な保護及び管理対策を実施できる体制が整備されている者であること。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

### 3. 仕様書の交付・見積書の提出場所等

#### (1) 仕様書の交付・見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1F

全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ

電話 075-256-8630 担当 早田

#### (2) 見積書の受領期限

平成 30 年 3 月 16 日（金）12 時 00 分

（※郵送する場合も、上記日時までに必着とする。）

#### (3) 見積書に添付する書類

仕様書等による。

### 4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 詳細は仕様書による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

**第 25 条** 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

**第 26 条** 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。